

豊島区学校安全対策推進計画（概要）

．豊島区学校安全対策推進計画の基本的考え方

1．計画の目的

大阪教育大学教育学部附属池田小学校の事件や寝屋川市立中央小学校の事件、今市市等での登下校時における事件等子供が犠牲になる痛ましい犯罪が多発している。

本計画は、園児、児童、生徒及び教職員の安全が確保され、安心して学校生活を送れるように、学校への不審者侵入防止、登下校時の安全確保、事件発生後の対応、また不審者情報の通報・連絡体制等を効果的に取り入れ、本区の区立幼稚園、小学校、中学校の防犯にかかわる安全対策を進めていくことを目的とする。

2．計画の現状と課題

現 状

文部科学省では、附属池田小学校の事件を契機に、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理について適切な対応をとるよう指導しており、事業補助金制度の創設など、国を挙げて学校の安全体制の整備を図っている。

豊島区では、「交通誘導員の設置」、「子ども110番の家の設置」等を実施してきたが、さらに、平成15年度には、「豊島区子どもの安全対策緊急行動計画」を策定し、地域・警察との連携の強化や防犯カメラ等の設置、さすまたの配備、セーフティ教室の実施など、児童、生徒の安全確保の推進に努めてきた。

課 題

児童の登下校時に生命を奪われる事件が連続していることから、通学路における安全確保が急務となり、そのため、保護者や地域のボランティアの活用を図り、関係機関との連携・協働による地域の総合力として子どもを見守り、育てていくことが必要となっている。

3．計画の目標

この計画の目標として次の7項目を掲げ、それぞれの目標を具体化し、これらの項目を有機的に機能させ、各学校の実情に応じた取り組みを進める。

(1) 防犯に係る学校内の施設・設備面の整備

(2) 校(園)内体制の整備と教職員の危機管理能力の向上

- 園児・児童・生徒の安全管理を図るための防犯訓練、安全指導、通学指導の充実 -

(3) 不審者情報や事件情報と非常時における通報・連絡態勢の整備

- 保護者、PTA、町会、警察、教育委員会等との連携の強化。近隣校や近隣区との連絡連携 -

- (4) 地域ボランティアの活用
- (5) 登下校時における安全の確保
- (6) 非常時の措置と事後の対応を行う体制の整備
- (7) 教育委員会の危機管理体制の確立

．計画推進のための具体的な施策

1．防犯に係る学校内の施設・設備面の整備

学校施設の実情や防犯設備の種類・用途等を勘案しつつ、施設の改善や設備の適切な整備を図る。

- (1) 不審者の侵入防止施設・設備の整備
 - ア．案内板を設置する。
 - イ．門扉の施錠と扉、鍵の点検を行う。
 - ウ．防犯カメラやセンサー、夜間用の外灯等を設置する。
 - エ．見通しの確保・・・職員室からの視線の死角を作らないよう工夫する。
 - オ．幼児対象施設では外部からの視線を避けるための工夫をする。
- (2) 侵入した不審者に対する施設・設備の整備
 - ア．死角となる建築物、立ち木類をの配置や整備を考える。
 - イ．防犯カメラやセンサー、夜間用の外灯等を設置する。
 - ウ．教室間等の連絡機器を整備する。
 - エ．被害防止用具類の整備・・・さすまた等の配備と訓練の実施をする。
- (3) 子どもが避難できる施設の整備
 - ア．避難スペースの確保・・・体育館等の施錠状態などを確認する。
 - イ．避難経路の確保・・・避難スペースへの経路想定と障害物を移動・撤去する。
- (4) 連絡・通信設備の整備
 - ア．警報装置の設置・・・各教室などに警報ベル、ブザーを設置する。
 - イ．各教室と職員室との連絡設備を整備する。
 - ウ．警察・消防・教育委員会、保護者等への緊急連絡設備を整備する。

2．校(園)内体制の整備と教職員の危機管理能力の向上

- 園児・児童・生徒の安全管理を図るための防犯訓練、安全指導、通学指導の充実 -

防犯マニュアルの見直しや安全計画の策定を行い、実践的な防犯訓練や職員研修を定期的実施するとともに、セーフティ教室等の安全指導を充実させる。

- (1) 危機管理マニュアルの作成、危機管理知識・技術等についての研修の実施

各学校で作成している「防犯マニュアル」は毎年、見直しを行うこととし、学校・地域の実情、教職員の役割分担、不審者侵入経路の想定等を考慮する。また、

危機管理体制を有効に機能させるため、保護者、地域、関係機関との連携や共通理解を図っていく。

(2) 安全指導の充実

子どもたちが危険を事前に察知し、回避できる能力をもち、安全な行動をとれる判断能力を育成できるよう、安全指導を充実させる。

安全指導として「セーフティ教室」を小・中学校で実施しているが、学校参観週間や学校運営協議会などの開催にあわせて実施するなど、より多くの保護者や地域の関係者が参加できるよう工夫していく。

(3) 実践的な防犯訓練、避難訓練の実施

過去の事例などを参考に、不審者侵入のケースを複数想定し、警察等と連携するなど具体的、実践的な訓練を定期的実施していく。

(4) 教職員による校(園)内組織の強化

ア. 役割分担の明確化・・・防犯マニュアルにより各教職員の役割を明確にする。

イ. 人材の育成・・・防犯対応の中心となる人材や即応的行動を取れる人材を育成する。

(5) 情報伝達、連絡体制の整備

非常時に連絡すべき、保護者や警察、消防、近隣校、教育委員会等を明示しておき、誰が連絡するかなど、連絡体制を整備する。

(6) 安全指導、訓練等の年間安全計画の作成・実施

安全計画を作成し、計画的実施と教職員全体の共通理解を図る。

(7) 学校施設使用団体との係わり

「子どもスキップ」、「学校開放」等の事業実施関係者(団体)との連携や、事業に応じた防犯マニュアルの作成を働きかけていく。

3. 不審者情報や事件情報と非常時における通報・連絡態勢の整備

- 保護者、PTA、町会、警察、教育委員会等との連携の強化。近隣校や近隣区との連絡・連携 -

保護者や地域との情報の収集・発信のみではなく、警察・消防、近隣の学校、児童館、保育園、近隣区とも情報交換を行い、非常事態に連携が迅速に取れるよう連絡体制を整備する。

(1) 不審者情報の収集・伝達

情報が集まる仕組みづくりと収集・蓄積した情報に対する的確に処理、対応できる体制を整備し、情報は、保護者・PTA、警察・消防、教育委員会とともに、近隣校、児童館、町会、近隣区にも伝達する。また、「安全安心メール」の登録を働きかけ、きめ細やかな情報ネットワークづくりを推進する。

(2) 非常時における通報・連絡態勢の整備

学校内の教職員に速やかに情報を伝えるとともに、避難誘導、緊急通報・連絡
応急手当等担当者が的確に、組織的に対処できるようにする。

(3) 関係機関等との連携の強化

警察、消防等の関係機関や地域と情報を共有し、日頃からコミュニケーション
をとり、協力関係・信頼関係を深めて非常事態にスムーズな連携が取れるように
する。また、地域・関係機関等とともに「防犯マニュアル」や「地域安全マップ」
の見直しを行う。「子ども110番の家」の協力者と定期的な情報交換を行って
いく。

(4) 近隣校、近隣区との連絡・連携

近隣の幼稚園、児童館、学校などや近隣区とも連絡・連携を密にし、情報交
換を行っていく。

4 . 地域ボランティアの活用

日常的に学校行事に保護者、PTA、地域などとの係わり合いを深め、ボランテ
ィアとして安全対策にも協力関係を築き、地域の総合力で子どもたちを守り育てて
いくことを目指す。

(1) 開かれた学校づくりと安全対策

学校情報の発信・公開を積極的に行い、学校行事・授業への地域住民の協力、
参加を得て、地域の力を学校教育に生かしていくことが必要となる。

(2) 学校安全へのボランティアの活用

学校内の受付、巡回、通学路のパトロール等不審者の侵入防止や登下校時の安
全確保などの安全対策に保護者・PTA、団体、地域住民のボランティアの活用を
図り、地域の総合力として子どもたちを守ることが重要となっている。

5 . 登下校時における安全の確保

登下校時に児童が事件に巻き込まれる場合が増えていることから、教職員や保護
者・PTAにより通学路の安全点検を行うとともに、警察や地域ボランティア、関
係団体等の協力を得て、登下校時の子どもたちの安全確保を図る。

(1) 通学路の安全点検

安全点検により危険箇所を把握し、児童生徒、保護者に周知するとともに、警
察等に呼びかけ環境の改善、整備を働きかけていく。

(2) 登下校時の安全管理の徹底

子どもたちが単独で登下校することを極力避けるようにする。また、不審者情
報に対応し、速やかに集団登下校や付添い登下校が行えるよう保護者、地域、警
察等の連携・協力を得られるようにする。

(3) 安全指導の推進

子どもたちが危険を予測し、回避できる能力を身に付けられるよう、セーフティ教室の実践的实施や「地域安全マップ」を子どもたちとともに作成するなど安全指導を工夫する。また、「子ども110番の家地域マップ」の周知や、協力者との連携を深める。

(4) 情報の共有

日頃から、学校行事や安全に関する情報を、保護者・PTA、地域、警察等と共有し、様々な場を利用して情報交換する。

(5) 地域をあげた安全確保

保護者・PTA やボランティアにより通学路を巡回することや警察のパトロール強化を依頼するとともに、地域の方に、日常の買い物時や外出時に子どもたちの安全な登下校に気配りをしてもらおう。

6. 非常時の措置と事後の対応を行う体制の整備

不審者により非常事態が発生した場合には、教育委員会と連携をとり、学校内に対策本部を設置して、情報の整理や子ども、保護者への連絡・対応を行うとともに、教育の再開にむけた対策、措置を行うことが必要である。

(1) 対策本部の設置

本部、庶務班、救護班、教育再開班、再発防止班などの役割、構成等を定めておく。

ア．状況を迅速・的確に把握するため、情報を収集、整理、記録し、関係機関・報道機関に情報の提供をする。

イ．保護者への連絡、説明会を開催する。

ウ．子どもたちの心のケア、登下校時の引率・付添いの実施

エ．教育の再開を図り、再開後は施設、設備面の改善を行う。

(2) 再発の防止

ア．非常時に対する校内体制を強化する。

イ．不審者侵入防止策を強化する。

ウ．校内施設・設備の再点検し改善する。

エ．保護者、地域関係者との連携を強化する。

オ．防犯マニュアルを見直しする。

7. 教育委員会の危機管理体制の確立

各学校の危機管理の状況を把握し、安全体制の整備や安全教育の向上に向け、的確に指導、助言及び支援を行う。また、非常事態に即応する危機管理マニュアルを作成、学校との実践的な訓練を行う。

(1) 情報の収集・発信と関係機関との連携

保護者・PTA、警察、消防、地域団体等と連携を密にし、不審者などの情報収集、発信する体制を整備する。また、児童館・保育園などとの連絡体制や、区の関係課との連携を深める。

(2) 危機管理に関する指導助言

各学校の安全管理に関する点検を行なうとともに、防犯マニュアル見直し等のため、関係情報の提供や助言をする。

(3) 教職員の研修・訓練の充実

危機管理能力の向上を図るため、関係機関と連携し、実践的な研修や訓練を計画的に実施する。

(4) 施設・設備の整備

不審者の早期発見、阻止のため、情報機器の設置や防犯用具、応急手当器具類を配置する。

(5) ボランティア活動の援助

安全対策のボランティアの募集、地域への協力依頼、ボランティアの研修の実施、必要な用具類の配置をするなど事業の実施を支援していく。